

## 運輸安全マネジメントの具体的な取組み

令和 05 年度（令和 05 年 04 月 1 日 ～ 令和 06 年 03 月 31 日）

### （概要）

1. 安全に対する使命感を持ち「安全・品質・環境」の向上を目指し取組みを進めています。
2. 元請事業者、協力会社と定期的に合同輸送安全会議を開催し、各事業者トップの意識改革を図っています。
3. 優秀な従業員を表彰し、モチベーションの向上と事故削減につなげています。
4. 安全会議等の内容を協力会社にも周知し、安全性の向上を図る努力を行っています。

### （安全への取組み）

P:計画、D:実行、C:検証、A:改善 の具体的な内容

#### 1. 「方針」

##### 経営の基本理念

- (1) 安全・安心な輸送は最大の顧客サービス
- (2) 安全運行はプロドライバーの社会的使命

この基本理念を基に定めた輸送の安全に関する基本的な方針は以下のとおりです。

- ① 社長は、輸送の安全確保が事業の根幹であることを認識し、従業員に対して輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、社内における輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- ② 安全マネジメントを確実に実施し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を図ります。
- ③ 輸送の安全性の情報について積極的に公表します。

#### 2. 「P:計画」

輸送の安全を確保するための重点施策、活動項目及び具体的な取組み内容は以下のとおりです。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守します。
  - ① 運行計画・運行指示書等作成の徹底と、運行計画に適合した運行が行われているかを検証します。
  - ② 運行管理者会議を定期的に開催し、連続運転時間、拘束時間、休息期間の管理、健康管理等の徹底を図ります。

- ③ 安全マネジメントに関する事項についての共有化を図るために、安全マネジメント委員会(安全対策連絡会議)を開催します。
  - ④ 貨物自動車運送事業法に沿った指導監督を行うため、外部研修の計画的な受講による人材育成と受講した内容を全ての従業員に共有化を図るための「従業員教育」を実施します。
- (2) 積極的かつ効率的に輸送の安全に関する費用支出及び、投資を行います。
- ① 国土交通省、トラック協会等が開催する各種安全講習会に積極的に参加します。
  - ② 後方確認装置が装着されていない車両は順次装着します。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置を講じます。
- ① 監査項目を作成し、管理部門による安全マネジメントについて内部監査を実施し、その結果を安全マネジメント総括委員長(安全衛生委員長)に報告し、その推進を図ります。
  - ② 計画的な安全パトロール、添乗指導を実施します。
  - ③ タコグラフ等の運行記録を確認し、安全が確保されていない運行は指導教育を行い、是正します。
  - ④ 安全マネジメント委員会(安全対策連絡会議)を定期的で開催し、安全マネジメントの推進を図ります。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有します。
- ① 発生した事故・災害等の内容、その対策を社内に掲示し、全従業員に共有化を図ります。
  - ② 緊急連絡網を整備し、事故発生時の速報が30分以内に経営者まで伝わる体制を確立します。
  - ③ 従業員にヒヤリハットの報告を促し、管理者は月ごとにまとめて社長まで回覧します。未提出者に対しては、意識改革の指導を行います。
- (5) 協力会社への指導等について
- 協力会社との安全会議を開催し、協力会社の指導教育を実施します。
- (6) 拘束時間管理を確実にし、長時間拘束を排除します。
- ① 拘束時間管理表を作成し、月間293時間を上限に拘束時間の管理を行います。
  - ② 売上確保と長時間拘束の抑制のため適切な備車対応を行います。
- (7) 従業員の意見が反映される組織を構築します。
- ① 毎月開催する安全会議及び終業点呼等で出された意見・要望をまとめます。
  - ② 意見・要望等(安全に関する事項以外を含む)を安全マネジメント委員会(安全対策連絡会議)に意見を反映させます。
- (8) 輸送の安全に関する記録の管理と情報の公開を実施します。
- ① 指導教育に関する諸活動の記録を作成して保存します。

- ② 毎年度、輸送の安全に関する基本方針、目標、事故件数の情報を、社内掲示や自社ホームページにより公開します。
- (9) アルコールチェックの法令化により、確実な点呼とチェック記録の保存をします。
  - ① 中間点呼(電話による点呼)を含め、アルコールチェックを確実に実施し、点呼記録簿に記載して保存します。
  - ② 乗務記録を確実に記載し、データ処理を的確に実施します。

### 3. 「目標」

輸送の安全に関する目標は以下のとおりです。

#### (1) 事故災害

人身事故	「0」件	※令和04年度実績	0件
労働災害	「0」件	※令和04年度実績	0件
重大事故	「0」件	※令和04年度実績	0件
軽微な事故	「3」件	※令和04年度実績	3件

### 4. 「D:実行」の具体的内容

#### (1) 社外企業等との関係について

- ① 元請事業者、協力会社と定期的に合同輸送安全会議を開催し、安全・品質・環境に前向きに取り組む、各事業者トップの意識改革を図っています。
- ② 協力会社の経営者及び従業員に対して、社内で指導教育を実施しています。
- ③ 従業員から報告されたヒヤリハットを基にヒヤリハットマップを作成しています。また、マップ内において必要に応じて地域の運送会社と連名にて行政への要望書を提出しています。
- ④ 事故発生時は、協力会社の管理者や従業員に対して指導教育を実施しています。

#### (2) 社内における実行内容について

- ① 安全対策連絡会議を開催し、ヒヤリハット等の情報についての共有化を図り、また、全ての従業員にも情報を提供し事故防止を図っています。
- ② 安全教育では、部外の研修を受け、その成果を全社的に反映させて安全性の向上を図っています。
- ③ 日常的に、管理部門の者が、労をねぎらう「声かけ」を行うことにより従業員のモチベーションの向上を図り、事故防止に繋がっています。
- ④ 安全性向上の第一歩として、確実かつ厳格な対面点呼を実施しています。
- ⑤ 事故が発生したときは臨時の「安全対策連絡会議」と「自動車部安全会議」を開催し、再発防止に向けて従業員自身が対策を考えるシステムにしています。
- ⑥ 事故発生時は掲示板に事故速報を貼り出し、情報を共有することにより安全運行の推進を図っています。

5. 「C:検証」の具体的内容

年度末に開催する安全マネジメント委員会(安全対策連絡会議)において、管理者から当該年度の結果報告を受け、具体的に検討します。

6. 「A:改善」の具体的内容

安全マネジメント委員会(安全対策連絡会議)への報告の結果、改善や更なる推進等の判断がなされれば、次年度の計画に反映させます。

7. 経営者の具体的な関与

経営理念、「安全・品質・環境」方針を明確に表明し、安全マネジメントの推進により企業の安全風土の確立を図るとともに、現場の意見が経営に反映されやすい風通しの良い職場環境作りと従業員のモチベーションアップに努めています。